

和泉市告示第 103 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の三及び和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年和泉市条例第 29 号）第 16 条の規定に基づき、令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 26 日

和泉市長 辻 宏 康



- 1 計画区域 和泉市内全域
- 2 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 一般廃棄物の発生量

(1) ごみ

区 分	発生量（t/年）
可燃ごみ	42,573
資源物	1,869
新分別	609
粗大ごみ	2,308
合 計	47,359

(2) し尿

区 分	量（k l/年）
し尿	17,483
浄化槽汚泥	4,271
合 計	21,754

4 分別して収集する一般廃棄物種類及び分別の区分

(1) ごみ

ア 家庭系ごみ

分別区分		収集回数	収集体系	収集形態	搬入先
日常（可燃）ごみ		週2回	委託	ステーション収集 （一部戸別収集）	泉北環境整備施設組合 （泉北クリーンセンター）
資源物	缶・ビン等	月2回	委託	ステーション収集 （一部戸別収集）	泉北環境整備施設組合 （泉北クリーンセンター）
	スプレー缶等	月2回	委託		
	せともの・ガラス類	月2回	委託		
新分別	ペットボトル	月2回	委託	ステーション収集 （一部戸別収集）	泉北環境整備施設組合 （泉北クリーンセンター）
	プラスチックボトル等	月2回	委託		
	古着	月2回	委託		再生資源事業者
	紙類等	月2回	委託		
粗大ごみ		申込制	委託	ステーション収集 （一部戸別収集）	泉北環境整備施設組合 （泉北クリーンセンター）
蛍光灯 水銀体温計等		申込制	委託	ステーション収集 （一部戸別収集）	泉北環境整備施設組合 （泉北クリーンセンター）

イ 事業系ごみ

事業系ごみについては、許可業者と収集運搬契約または排出事業者による直接搬入とする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理

区分	収集回数	収集体系	収集形態	搬入先
し尿	おおむね月2回	許可	戸別収集	泉北環境整備施設組合 第1事業所
浄化槽汚泥	随時	許可	戸別収集	

5 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業の新規許可については、和泉市一般廃棄物処理基本計画及

び本計画における本市のごみ及びし尿発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制が整うことから、原則新規許可は行わない。ただし、既存の許可業者の収集運搬能力が不足していると市が判断した場合に限り、許可する区域の条件を付して新規許可を与えるものとする。

6 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進

- ① PR・啓発活動・リサイクル教育の充実
- ② ごみ減量関連事業の支援
- ③ 適正処理困難物の処理促進
- ④ プラスチックごみゼロ・不法投棄の防止による環境美化の推進

(2) ごみ発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

- ① 家庭系日常（可燃）ごみの有料化の実施状況等の点検
- ② 分別排出区分の見直しと資源化拡大
- ③ 再資源化集団回収システムの拡充
- ④ 不要品等のリユースの促進
- ⑤ 家庭における生ごみ減量化及び食品ロス削減の推進
- ⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底
- ⑦ 行政のリサイクル実践行動
- ⑧ 持続可能な開発目標 SDG s の実現のため、生産消費形態の確保

7 処理困難物

市が行う一般廃棄物の収集の際、次のものを排出してはならない。これらのものについては、販売店や専門業者等に引き取ってもらうなど、適正に処理すること。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で定める産業廃棄物
- ② 関係法令によりリサイクルすることが義務付けられた廃棄物
- ③ 焼却炉の燃焼過程において生活環境の保全に支障を来すおそれのある廃棄物
- ④ 爆発物
- ⑤ 土砂、がれき等の不燃物
- ⑥ 液状の廃棄物
- ⑦ 焼却炉の運転管理に支障を来すおそれのある廃棄物
- ⑧ ごみ処理施設の維持管理上、不適切と認められる廃棄物

8 中間処理及び最終処分計画

中間処理及び最終処分に係る計画については、泉北環境整備施設組合における一般廃棄物処理実施計画により定める。